

柏市合併処理浄化槽補助金交付実施要領

制定 昭和62年11月2日

施行 昭和62年11月2日

1 趣旨

この要領は、合併処理浄化槽補助金交付実施要綱（昭和62年11月2日制定。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象建築物

補助対象建築物は、し尿浄化槽の処理対象人員算定基準（建設省告示第3184号。以下「算定基準」という。）の建築用途に示されている住宅とする。ただし、店舗等と併設する場合も補助対象建築物とし、算定基準に基づき処理対象人員の算定を行う。

3 補助金申請書添付書類

要綱第5条第1項第10号に規定する「その他市長が必要と認める書類」とは、次に掲げるものとする。

ア 別に定める工事請負契約書の写し

イ 浄化槽設備士の免状の写し

ウ 浄化槽設備士の小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了書の写し（小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を受講した場合）

エ 浄化槽認定シート

オ 浄化槽概要書の写し

カ 浄化槽管理者が浄化槽法第10条及び第11条第1項の規定を順守する旨を記載した誓約書

キ 保証登録証

ク 柏市税の納税証明書又は非課税証明書（本市の市税の納税状況の情報について市が公簿等で確認することに同意しない場合）

4 申請書提出期間

要綱第6条に規定する申請書提出期間は、別表1のとおり第1受付期間から第18受付期間とする。各受付期間内の申請額の総額が予算残額を超える場合、その期間内の申請額で予算残額を按

分することとし、当該受付期間以降の申請は受け付けないものとする。

但し、按分後の交付額が補助金の限度額の2分の1に満たない場合、受付期間中であっても受け付けを終了できることとする。

5 実績報告添付書類

(1) 要綱第9条第2号に規定する「施工の写真」とは、次に定めるものとする。

ア 浄化槽設備士が実施に監督しているか、又は自ら工事を行っていることを証する写真

イ 基礎工事の状況（割石地業及び捨てコンクリートを打っていること。）を示す写真。

ウ 据付け工事の状況（水張りを行い、水平を保ちつつ水締め及び突き固めを行っていること。）を示す写真

エ かさ上げの状況（バルブの操作等の維持管理を容易に行うことができること。）を示す写真

(2) 要綱第9条第6号に規定する「その他市長が必要と認める書類」とは、次に定めるものとする。

ア 浄化槽施工結果報告書

イ 別表に示すチェックリスト

ウ 浄化槽使用開始報告書の写し

6 維持管理

補助金の交付を受けたものは、浄化槽法を遵守し、適正な維持管理に努めなければならない。

7 補則

この要領に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和62年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 申請受付期間

	受付開始日	受付終了日
第 1 受付期間	4 月 1 日	4 月 1 5 日
第 2 受付期間	4 月 1 6 日	4 月 3 0 日
第 3 受付期間	5 月 1 日	5 月 1 5 日
第 4 受付期間	5 月 1 6 日	5 月 3 1 日
第 5 受付期間	6 月 1 日	6 月 1 5 日
第 6 受付期間	6 月 1 6 日	6 月 3 0 日
第 7 受付期間	7 月 1 日	7 月 1 5 日
第 8 受付期間	7 月 1 6 日	7 月 3 1 日
第 9 受付期間	8 月 1 日	8 月 1 5 日
第 1 0 受付期間	8 月 1 6 日	8 月 3 1 日
第 1 1 受付期間	9 月 1 日	9 月 1 5 日
第 1 2 受付期間	9 月 1 6 日	9 月 3 0 日
第 1 3 受付期間	1 0 月 1 日	1 0 月 1 5 日
第 1 4 受付期間	1 0 月 1 6 日	1 0 月 3 0 日
第 1 5 受付期間	1 1 月 1 日	1 1 月 1 5 日
第 1 6 受付期間	1 1 月 1 6 日	1 1 月 3 0 日
第 1 7 受付期間	1 2 月 1 日	1 2 月 1 5 日
第 1 8 受付期間	1 2 月 1 6 日	1 2 月 2 8 日